

市民の皆様へ

市職員の懲戒処分の公表について

平成 30 年 4 月 16 日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表いたします。

当該職員については、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき基準値の 0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成 30 年 3 月 10 日午前 10 時 43 分頃、普通乗用車を運転したところ、酒気帯び運転により検挙される事態を引き起こしました。

本件については、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとし、停職 3 箇月の懲戒処分としました。

前年度に引き続いての今回の不祥事については、大変遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

県を挙げて飲酒運転撲滅に向けて取り組んでいる中、市職員として絶対にあってはならない行為であり、今後徹底した再発防止策を講じるとともに、法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

市政を預かる市長として、市民の皆様を重ねて心からお詫び申し上げます。

平成 30 年 4 月 16 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳